

(1) 概要

本市の下水道事業は、明治32年から事業に着手し、その後、都市の発展や社会情勢の変化にとまらぬ、適宜、仙台市下水道基本計画や仙台市下水道マスタープランを策定し事業を展開してきました。その中でも生活排水処理事業については、公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽施設の4種の生活排水処理施設にて事業を行っています。平成9年に策定した効率的な整備手法による全戸水洗化を目的とした「仙台市汚水処理適正化構想」に基づき整備を進め、平成21年には生活排水処理施設整備は概成、令和6年度末での生活排水処理普及率は99.8%に達しています。今後は、令和7年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」に基づき、農業集落排水施設の一部を廃止し公共下水道に統合するなど、効率的な生活排水処理を実施します。

(2) 生活排水処理普及率の推移

生活排水処理人口普及率：R6 99.8% R17 100.0% R27 100.0%

※市町村全体の汚水処理人口普及率と、各事業別の汚水処理人口普及率の合計値は、端数処理の関係上一致しない。

(3) アクションプラン達成のための各事業の取組

1) 下水道事業（単独公共下水道）

令和6年度末現在、農業集落排水施設（秋保の馬場・長袋地区）を公共下水道へ接続する工事を実施しており、その後も順次、農業集落排水施設（新川地区を除く）の公共下水道への接続を進めていきます。また、コミュニティプラントについても農業集落排水施設（新川地区）へ接続します。

下水道処理人口普及率：R6 98.8% R17 99.0% R27 99.3%

2) 集落排水事業（農集・コミプラ）

本市が管理する農業集落排水施設については、順次、公共下水道へ接続する予定であり、それまでの期間は適切な維持管理を行っていきます。

集落排水等処理人口普及率：R6 0.5% R17 0.3% R27 0.1%

3) 合併処理浄化槽整備事業

本市では、平成16年度から市町村設置型浄化槽整備事業を推進しています。公共下水道等の集合処理区域を除いた全市域を対象に、個人住宅及び集会所ごとに合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行っていきます。

浄化槽処理人口普及率：R6 0.5% R17 0.7% R27 0.6%

(4) 住民との協働

水洗化促進を図るために、未水洗家屋所有者が金融機関から水洗化工事資金を無利子で借りられるように斡旋しています。また私道への下水道布設制度や共同排水設備設置補助制度にて水洗化促進していきます。